

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 8 号

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則の一部を改正する規則

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則(令和元年四日市市規則第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(種別割の減免の対象及び範囲) 第 3 条 条例第 8 9 条第 1 項の規定の適用を受ける軽自動車等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるいずれかの減免要件に該当するものとする。		(種別割の減免の対象及び範囲) 第 3 条 条例第 8 9 条第 1 項の規定の適用を受ける軽自動車等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるいずれかの減免要件に該当するものとする。	
区分	減免要件	区分	減免要件
条例第 8 9 条第 1 項第 1 号に該当する軽自動車等	1 社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)第 2 2 条に規定する社会福祉法人及び特定非営利活動促進法(平成 1 0 年法律第 7 号)第 1 2 条第 1 項の規定により県知事の認証を受けた特定非営利活動法人が所有する軽自動車等のうち、その用途が専ら	条例第 8 9 条第 1 項第 1 号に該当する軽自動車等	1 社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)第 2 2 条に規定する社会福祉法人が所有する軽自動車等のうち、その用途が専ら身体障害者、寝たきり高齢者等の送迎及び訪問介護の用に供する軽自動車等

	<u>社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業及び同条第3項に規定する第二種社会福祉事業の用に供する軽自動車等</u> 2 (略)		2 (略)
(略)		(略)	
条例第8 9条第1 項第3号 に該当す る軽自動 車等	<u>1 (略)</u> <u>2 (略)</u>	条例第8 9条第1 項第3号 に該当す る軽自動 車等	<u>1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により県知事の認証を受けた特定非営利活動法人(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業を営む場合を除く。)</u> が専ら公益の用に供する軽自動車等 <u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u>
2 及び 3 (略)		2 及び 3 (略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(財政経営部市民税課)